

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和46年12月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	南陽市	職員数* (H19. 4. 1現在)	14人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	104円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,521 (H18)
累積欠損金 (百万円)	— (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	335 (H18)
不良債務 (百万円)	— (H18)	財政力指数*	0.440 (H18)
資金不足比率 (%)	— (H18)	実質公債費比率* (%)	22.7 (H19)
		経常収支比率* (%)	92.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	南陽市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	南陽市長 塩田秀雄
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（地方債同意等基準）平成18年度～平成27年度
公表の方法等	市ホームページ掲載 議会には今後定例会等で報告
基本方針	(1)独立採算制の堅持 水道料金が総括原価により設定されているものであることから、現状と同様に法令上の負担区分に基づく繰入れ以外は原則として行わず、独立採算制による事業経営に取組むものとする。 (2)事業執行の合理化 市の業務として共通化できる費用などについて組織統合も含めて検討し、事務事業費の軽減化、事業運営の効率化を図る。 (3)事業運営財源の適正化 全国及び類似団体の状況を勘案し、料金水準の適正化を図る。（現行負担水準維持を目標とする）

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		150	225	375
	補償金免除額		24	39	63
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2	100	102

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	121,112	150,110	225,312	496,534
合 計 (A)		121,112	150,110	225,312	496,534
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		121,112	150,110	225,312	496,534

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	4,316	1,646	100,513 (71,207)	106,475 (77,169)
合 計 (A)		4,316	1,646	100,513 (71,207)	106,475 (77,169)
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,316	1,646	100,513 (71,207)	106,475 (77,169)

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市では、平成19年10月から県水のみで配給水を行うことになり、類似団体の区分がc5からb5へと変わることになるので、現在のc5区分と実績値との比較のほか、計画期間内の推計値に基づく経営指標などを参考に課題等を記述する。</p> <p>当市水道施設は、旧町村の合併により統合された施設であること、市内に水源がないため市外に浄水場を設置し長距離の送水経て配水を行っていること、標高の高い山間地に、ポンプ場や配水池を設置し配水を行っていることなどから、数が多く減価償却費が他事業体と比べて大きくなっている(類団c5区分での比較)。施設の多くは、昭和46年から48年にかけて整備されたものであり、今後更新時期を迎えることから多くの投資需要が出てくることが見込まれるが、これに先行して県水への水源切換えのための新配水池建設等大規模な建設事業を実施しているため、計画上実施が予定されているもののほか、当面は投資事業を抑制していく必要がある。</p> <p>また、県水への切換え以降は、現在の浄水場で浄水を行う場合の単価に比べて、受水費の単価が著しく高くなり(+20円前後)給水原価が引上げられることとなるが、当面料金の値上げを実施しない方針であるので、経営効率化による費用削減があるにしても、事業報酬部分を圧縮して経営を行わざるを得ない。</p>
経営課題	<p>課題 ① 職員定員の適正化</p> <p>類団b5の生産性に関する各指標(職員1人当たりの給水人口など)と比較すると、いずれも低い数値を示しており、より少人数での事業実施を検討する必要がある。また、「8費用に関する項目」のうち職員給与費の給水収益に対する割合が類団に比して高く、この点からも人員削減の必要性が認められる。</p>
	<p>課題 ② 事業費用の節減・合理化</p> <p>類団b5の給水原価224.25円(H17)に対し、健全化計画実施前の条件で算定した当市の給水原価見込(H19~H23平均)は240.94円であり、職員給与費のほか物件費等でも割高となっていることなどから費用削減を図る必要がある。</p>
	<p>課題 ③ 料金水準の適正化</p> <p>事業費用の状況としては、受水費が増嵩し給水原価が引上げられることになるが、平成18年度の供給単価は、244.94円であり、類団b5の207.91円(H17)と比べるとかなり高い水準にあるので、当面は現水準で事業経営を行っていくことが求められる。</p>
	<p>課題 ④ 資本投下の抑制</p> <p>料金の負担水準を現状維持(料金改定なし)とした場合、相当程度事業報酬が圧縮されること、従来の建設改良積立等任意積立金も残高がほとんどなくなる見込であることから、石綿管更新事業など緊急性のあるものを重点的に実施していく必要がある。</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率*	(%)	100.6	108.3	105.4	110.4	114.1	99.4	96.8	97.3	98.0	99.0
総収支比率(法適用)	(%)	107.2	113.0	109.9	115.8	122.6	103.7	101.1	101.7	102.4	103.4
経常収支比率(法適用)	(%)	107.1	113.1	110.8	116.0	121.6	103.8	101.2	101.8	102.5	103.5
営業収支比率(法適用)	(%)	125.9	132.8	128.0	132.9	139.6	117.7	113.6	113.2	112.8	112.8
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	3.4	2.7	0.4	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	うち基準内繰入金	(%)	1.0	0.6	0.4	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	うち基準外繰入金	(%)	2.4	2.1							
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	16.3	4.1	0.6						
	うち基準内繰入金	(%)	0.9	0.6	0.6						
	うち基準外繰入金	(%)	15.4	3.5							
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金については、他事業者の料金と比較し高い水準にあることから、計画期間中は現在の料金を据置きものとする。従って家庭用料金ほか全用途について単価230円(家庭用基本推量8m ³)を維持するものであるが、過去10年間の数値に基づく傾向線分析では、1人当たり使用量はほぼ飽和状態(約101.02m ³)、給水人口は逡減傾向となるため、これに乗じた年間有収水量、それにさらに単価に乗じた給水収益も逡減となる。なお、基本水量として使用の有無に関わらず収入され増収となる分を過去の実績値から2.4%と見込み、給水収益＝一人当たり使用量×給水人口×単価×1.024としている。(ただしH19は、予算での推計値)
2 他会計繰入金の見込み	現在、他会計繰入金として収入されているものは、法令に基づく負担区分に従い消火栓維持にかかる分だけである。今後も原則としてこれを堅持していくこととしており、計画期間中は毎年度4百万円の繰入金を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成19年度で新配水池の建設が終了し、これ以降大規模な建設改良事業は予定していないが、石綿管の残存延長がまだ10km以上あるので、年次的に更新事業を進めていく。資産売却については、遊休資産(主に土地)が車両で行けない山間部であったり、資金の関係で不用施設が未解体となっている土地であったりすることから、現在のところ売却予定はなく収入は見込めない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	現在公庫資金を借入れて取得した財産を用途廃止として処分することに伴い、強制繰上償還の手続を行っているが、今回の任意の繰上償還の対象となっている企業債と当該強制繰上償還対象企業債とが重なる部分があり、強制繰上償還がまだ未確定であることから、とりえず強制繰上償還額として当市で計算申請した部分を差し引いた後の結果を推定し、それに基づき任意繰上償還額、借換額を設定して収支見通しを作成している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題①対応 水道課の職員定員管理は、他会計と合せて市総務課が一括して行っており、従来からの市の行政改革大綱に基づき職員数の削減に取り組んできているが、水道課については、平成18年度までは定員増減なしで推移してきた。平成19年度からは、料金システムの更新、老朽管更新工事に伴う漏水等事故件数の減少、浄水場廃止など人員削減のための環境が整備されてきたこと、また、企業会計の経済性を発揮すべきことを旨として人員の削減に取り組むこととした。集中改革プランに事業として個別の記載はないものの、団体としてのプラン最終年度の職員数は299人であり、この削減の中には当事業の人員削減も含まれていて、団体として計画を達成する見込である。また、最終計画年度である23年度についても、この削減数を維持できる見込みである。
○ 給与のあり方	課題①対応 以降については、市財政健全化計画と同様となるものである。ただし、水道事業会計では特別職をおいていないので、一般職に係る施策のみとなる。原則国県に準じた改正を行うものであるが、平成19年度から期末手当を独自に0.5月削減(4.40→3.90)するほか、特殊勤務手当全廃や昇給制度の見直しなどを行い給与の適正化を図る。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	課題①対応 国及び県に準じて勧告を反映した適正な給与改正に努めてきた。今後も国及び県に準じ、また独自の改正も考慮しながら見直しを進める。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	課題①対応 技能労務職員の給与については既に平成18年4月から給料表を改正し、適正な水準への減額改正を行ってきた。なお、給与の状況については平成20年3月までに公表する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	課題①対応 退職時特別昇給は廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方	課題①対応 健保組合ではなく共済組合であるため法定の事業主負担割合である。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題② ④対応 平成18年度までの施策として、専用線を介しての料金オンラインシステムを市内のクライアントサービシステムに更新し、運用経費の削減を図った。今後は、事業を運営していく中で、費用負担について他課と共通化できる部分を検討し、事業全体の運営経費の削減を目指すものとする。また、その効率的な事業運営実現のために、平成20年度から上水道事業担当課と下水道事業担当課の組織統合を行う。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題②対応 水道事業に関しては、その専門性の面から事業者が対応できないために業務委託を行っているものが多数あり(水質検査、漏水調査など)、費用削減のための委託を行うとすれば、より包括的な委託の実施によって人件費を削減することを検討しなければならない。現在は、上記の組織統合により経費削減を図ることとしているので、統合後の状況を考慮しながらより効果的な民間委託を検討していくものとする。 PFIの活用は、現在のところ予定がない。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 <input type="radio"/> 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	課題③対応 平成19年10月から、全量県水への水源切換えとなり、受水基本水量が4,822m ³ /日から16,022m ³ /日へ大幅に増加し給水原価の増嵩が見込まれるが、現在の料金水準が類団または県内他事業者と比べても高いことから、事業報酬部分を圧縮して現状の価格を維持していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 <input type="radio"/> 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 <input type="radio"/> 行政評価の導入	財務状況に関する情報の公開については、その概略を市報に掲載しているのみであったが、他団体との比較なども加えた形での公表を検討していく。(類団指標が1年遅れのものであること、どの指標を用いて比較するかなどの問題がある。これまでは、県内に同じ類団に区分される事業者がなかったが、今後は、具体的に新庄市、上市市といった県内他事業者との比較も可能となる。) 市普通会計の実施状況に合わせて導入を検討していくものとする。平成19年度は市補助事業をモデルとして行政評価の試行を行い(水道課では該当なし)、必要なシステム構築は平成22年度を目途としている。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題①に対応する施策として水道課人員の削減を行うこととしており、平成19年度で2名、平成20年度で3名の削減を目標としている。これにより計画前年度（平成18年度）対比31.25%の職員数減となる。この中には、浄水場の廃止に伴う職員の減も含まれるものであるが、浄水場分を除いても23.07%の減となる。人員の削減のほか、期末勤勉手当の0.5月分カットにより平成19年度で3百万、平成20年度から22年度まで各々2百万円を削減するものとする。削減額は、予算科目ごとの削減額を当該予算科目に属する人員数で除して一人当たりの削減額を算出し、それに、人員削減後の人員数を予算科目ごとに乗じたものを積上げて計算している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現状として繰越欠損金はないが、平成19年度決算で発生する旧浄水関連施設等の資産減耗費による欠損金の処理として任意積立金の目的外使用、資本剰余金の取崩しを想定しているため、これをいかに少なくするか、また、今後欠損金を発生させないため、課題②対応の施策として、現在の水道課と下水道課を平成20年度から統合することとする。これにより共通的な費用の削減を図るとともに、課題④の資本投下の抑制とも関連し建設工事等の効率的な施工が行われるようにする。共通的な費用と考えられるものが、全体で459万円程度あるのでこれを概ね折半して2百万円程度の軽減が図られるものと見込んでいる。また、既に実施済みの施策として料金システムの更新による運用経費の削減があり、効果額としては、置広負担金の減額分として平成18年度が3百万円、平成19年度以降は対平成18年度減額分として2百万円を見込んでいる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、基準外繰出金の収入はなく、今後も消火栓維持費等法令により負担区分が定められているものの繰入れを原則とするが、課題③及びその施策で料金水準（値上げ）を据置くこととしているので、一般会計等が負担すべきものの取り落ちがないよう、適正な負担を求めていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	120	119	123	121	113		105	85	85	85	87	
	改善額							8	28	28	28	26	118
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	16	16	16	16	14		11	11	11	11	11	
	増減数(人)					△2	△2	△3	△3	△3	△3	△3	△15
2	維持管理費等	18	16	17	18	15		13	11	11	11	11	
	改善額(適正化)					3	3	2	4	4	4	4	18
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2,292	2,262	2,200	2,245	2,521		2,593	2,473	2,355	2,199	2,056	
	増減	△1	△30	△62	45	276		72	△120	△118	△156	△143	
	計画前5年間改善額 合計						3						136
	改善額 合計												63

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32
年間総有収水量(千m ³)	3,344	3,393	3,269	3,401	3,235	3,336	3,263	3,253	3,246	3,241
公称施設能力(m ³ /日)	16,822	16,822	16,822	16,822	16,822	16,022	16,022	16,022	16,022	16,022
1日最大配水量(m ³ /日)	14,720	14,215	13,875	13,248	12,623	12,946	12,661	12,623	12,594	12,578
最大稼働率(%)	87.5	84.5	82.5	78.8	75.0	80.8	79.0	78.8	78.6	78.5
供給単価(円/m ³)	236.0	235.3	238.5	235.0	244.9	239.8	235.5	235.5	235.5	235.5
給水原価(円/m ³)	234.6	217.2	226.4	212.8	214.8	241.2	243.2	241.9	240.3	237.9

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道事業(市内1箇所)と上水道事業の統合について、行政改革大綱実施計画の中で事務事業効率化に対する取組の1つとして位置付けられており、平成19年度から検討を進め整備計画作成の後十分に効果が期待でき、管理運営上も問題のないものであれば、平成22年度からの実施といったスケジュールになっている。ただし、現実的には、事業としては別個のものではあるが、物件の共同調達のほか施設の維持管理に際しても上水道と垣根なく行っており、また人件費に関しても全て上水道事業職員兼務で円である。連絡管を新設しての統合では、その分企業債が増えるだけで、経費上減となるようなものではなく、単に会計上簡易水道事業部分を上水道事業に取り込むとしても、不採算地区が加わるに過ぎないというのが現状である。